

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

平成 2 9 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成29年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成29年12月5日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番坂原正勝	2番辻下正純	3番和田勝弘
5番道工晴久	6番松尾匡	7番反保多喜男
8番田島乾正	9番奥野学	10番出口実
11番竹原伸晃	12番小川日出夫	13番中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	水道事業理事	鵜久森敦
副町長 中口守可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
副町長 松田康博	しあわせ創造部 理 事	波戸元雅一
教育長 笠間光弘	都市整備部理事	家永淳
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	保井太郎	都市整備部理事 早野清隆
総務部長 西啓介	危機管理監 兼危機管理担当課長	川端慎也
財政改革部長 四至本直秀	財政改革部副理事 兼財政課長	相馬進祐
しあわせ創造部長 古橋重和	まちづくり戦略室 人事担当課長	廣田尚司
都市整備部長 木下研一	都市整備部 産業観光課長	吉田一誠
教育次長 竹下雅樹		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期

平成29年12月1日から12月22日(22日)

○会議録署名議員

11番 竹原伸晃

12番 小川日出夫

議事日程

- 日程第1 議案第66号 平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件
- 日程第2 議案第67号 平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件
- 日程第3 議案第68号 平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件
- 日程第4 議案第69号 平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件
- 日程第5 議案第70号 平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件
- 日程第6 議案第71号 平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件
- 日程第7 議案第72号 岬町手話言語条例を制定する件
- 日程第8 議案第73号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第74号 岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第75号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件
- 日程第11 議案第76号 岬町営住宅条例の一部を改正する件
- 日程第12 議案第77号 岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件
- 日程第13 議案第78号 岬町立アップル館の指定管理者の指定の件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名全員でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第66号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

内閣府が発表いたしました、ことし7月から9月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPは年率換算で1.4%の増加となっております。

世界的な景気回復を追い風に、自動車や電子部品などの輸出が拡大し、それを押し上げた状況となっております。

このように外需の拡大でプラス成長を維持したものの、個人所得は伸びておらず、GDPの6割を占める個人消費の減速により成長のペースは鈍化しております。

経済の好循環を実現するためには消費を喚起することが重要と考えられ、こうした景気の動向は国や地方公共団体の財政にも影響を及ぼすことから、引き続き、この動きを注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口の減少等の要因や、また歳出面では公債費などの義務的経費が財政を圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や行財政改革に伴う一般職及び特別職の給与減額の対応などに伴う人件費の調整に加えて、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億775万1,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,225万円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては10ページから15ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、8,002万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、低所得者に対する国民健康保険料の負担軽減措置に伴う財政支援である国民健康保険基盤安定負担金につきましては、平成29年度実績に基づき291万4,000円を減額計上する一方、障がい者居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金973万2,000円を、現在建設中の町営緑ヶ丘住宅における既設住宅の解体に際してのアスベスト対策のための社会資本整備総合交付金（緑ヶ丘住宅PFI事業）6,858万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

府支出金につきましては、140万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、国庫支出金と同様国民健康保険基盤安定負担金918万8,000円を減額計上する一方、障害者自立支援給付費負担金486万5,000円を増額計上するものでございます。

寄附金につきましては、収入見込みに基づき、岬ゆめ・みらい寄附金2億円を計上いたしております。

繰入金につきましては、5,554万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金1,685万3,000円を減額計上する一方、岬ゆめ・みらい寄附金にかかる謝礼などに必要な経費に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金6,779万7,000円を増額計上するものでございます。

諸収入につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金、医療費定率分にかかる平成28年度の精算に伴う返還金507万8,000円を計上いたしております。

町債につきましては、町営緑ヶ丘住宅のアスベスト対策にかかる公営住宅整備事業債6,850万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました職員の人事異動や行財政計画に伴う一般職及び特別職の給与減額などに伴い給料、職員手当等共済費の職員給与費にかかる予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては、職員給与費、議会報酬合わせて55万2,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、6,511万5,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか岬ゆめ・みらい寄附金に対する謝礼や謝礼品発送などの事務経費合計で6,779万7,000円を、平成30年度より希望するものに対して住民票及びマイナンバーカード等への旧姓の記載ができるようになることに伴い、住民情報システム改修委託料236万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、1,458万3,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか障害者（児）居宅介護給付費などにかかる扶助費を合計で2,449万6,000円を、乳幼児通院医療費、入院医療費にかかる扶助費を合計で601万5,000円をそれぞれ増額計上する一方、国民健康保険特別会計については基盤安定及び職員給与費等分の繰出金を合計で1,644万9,000円を減額計上いたしております。

衛生費につきましては、41万8,000円を減額計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか、多奈川小田平墓地の法面のずれに伴う多奈川小田平墓地法面改修工事460万円、それから、美化センター内のごみ処理施設の整備に際して平成30年度に本体工事を実施するに当たり必要な見積もり審査委託料72万3,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、49万8,000円を減額計上いたしております。主な内容としたしまして、職員給与費のほか中孝子地区の林道、伊豆賀線の路肩改修工事20万6,000円を増額計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費131万8,000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、1億3,573万3,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか、下水道事業特別会計繰出金608万9,000円、町営緑ヶ丘住宅アスベスト対策のためのPFI事業委託料1億3,716万円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、1,223万9,000円を減額計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか多奈川小学校の浄化槽改修工事62万3,000円を増額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。

災害復旧費につきましては、734万5,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、去る10月22日の台風21号により被害を受けた町内の農地、林道、河

川について復旧を行うもので、農地、林道にかかる農林水産業施設災害復旧費合計で288万円。河川にかかる公共土木施設災害復旧費合計で446万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

本補正予算におきましては、今後、災害復旧工事を実施するに当たり国費を受けるため必要な測量設計委託を計上するとともに、国費申請や契約発注事務などに伴う超過勤務手当を合わせて計上するものでございます。

諸支出金につきましては、歳入予算で計上いたしております岬ゆめ・みらい基金に積み立てを行うための2億円を計上いたしております。

続いて、5ページをご参照願います。第2表、債務負担行為補正をごらんください。

債務負担行為といたしまして、ごみ処理施設の排ガス冷却熱交換機の整備事業実施に伴い期間を平成30年度、限度額を8,030万円として追加するものでございます。

次に、6ページをご参照願います。第3表、地方債補正をごらんください。

歳入予算に計上いたしております町営緑ヶ丘住宅にかかる公営住宅整備事業につきましては起債の限度額を2億9,630万円から3億6,480万円に変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属をしておりませんので、この場でお尋ねをしたいと思います。

議案書19ページの総務費、戸籍住民基本台帳費の中で、住民情報システム改修委託料というのが設けられておまして、今、説明でも簡単にはご説明いただいたところですが、もう少し詳しくご説明いただけるとありがたいなと思います。

それから、もう1点、35ページの教育費の中で、これもご説明いただきましたが、多奈川小学校の浄化槽改修工事というご説明がありました。この点についても、もう少しお聞き

をできればと思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 中原委員さん、先ほどの住民情報システムですが、これは厚生委員会ですから。

他の、もう1件お願ひします。

教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

多奈川小学校の浄化槽の改修ですが、多奈川小学校内の浄化槽には2基のブローア、空気を送るようなポンプですね。これが2基ございます。

これも設置後20年以上経っておりまして、昨年度も経年劣化により1基取り替えを行っております。残っている1基についてもこのたび作動不能となったということで改修させていただきたいというところでございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第67号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第2、議案第67号、平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整及び低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,950万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載をいたしておりますのであわせてごらんください。

まず、繰入金、他会計繰入金につきましては、1,644万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、低所得者にかかる保険料の政令軽減の決定に伴い、保険基盤安定繰入金軽減分として1,030万8,000円。また、同じく支援分582万7,000円及び職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整に伴い、職員給与費繰入金31万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越金といたしまして本補正予算の調整財源として1,613万5,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてごらんください。

総務費、総務管理費につきましては、職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整分として31万4,000円を減額計上いたしております。

次に、保険給付費につきましては、療養諸費において低所得者にかかる保険料の政令軽減による繰入金の減額に伴い、財源更正を行ってございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第68号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第3、議案第68号、平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額及び地方債利子償還金の確定に伴う減額、また、地方債元金償還金額の確定に伴う増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,443万5,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから8ページに記載しておりますのであわせてごらん願います。

繰入金、一般会計繰越金としまして、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、中間納付額が確定されたことに伴う増額及び地方債利子償還額の確定に伴う減額、また地方債元金償還額の確定に伴う増額により608万9,000円の増額を行い、3億1,152万5,000円とするものでございます。

次に、歳出といたしまして3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額により413万8,000円の増額を行い、1億1,273万5,000円とするものでございます。

事業費、下水道事業費につきましては、職員の給料等の減額により19万3,000円の減額を行い、7,035万1,000円とするものでございます。

公債費につきましては、地方債利子償還金の確定に伴う減額及び地方債元金償還金の確定に伴う増額により214万4,000円の増額を行い、4億4,134万9,000円とす

るものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第69号「平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第4、議案第69号、平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整及び平成30年度介護保険法の改正に対応するための事務処理システム改造にかかる経費について計上いたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,101万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として5万1,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金といたしまして91万円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業3万1,000円及び同交付金、包括的支援事業（任意事業）3万9,000円を減額計上するとともに、介護システム改修事業補助金98万円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い、地域支援事業支援交付金3万5,000円を減額計上いたしております。

府支出金、府補助金につきましては、3万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業1万5,000円及び同交付金、包括的支援事業（任意事業）2万円をそれぞれ減額計上いたしております。

なお、介護システム改修事業補助金を除く歳入予算につきましては、歳出において計上いたしております地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上している。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては356万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業1万5,000円、同繰入金、包括的支援事業（任意事業）2万円をそれぞれ減額するとともに、その他一般会計繰入金において、総務費における人件費の調整に伴い211万6,000円を減額するとともに、法改正に対応するための事務処理システム改造に伴う経費として571万6,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、総務費、総務管理費につきましては職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整及び法改正に対応するための事務処理システム改造にかかる経費として458万円を計上いたしております。

次に、地域支援事業、一般介護予防事業費の12万4,000円の減額及び次の包括的支援事業（任意事業）10万2,000円の減額につきましては、職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整に伴い減額計上しているものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第70号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第70号、平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、内容をご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,228万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として多奈川地区財産区基金繰入金460万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願いま

す。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金460万円を計上いたしております。内容としたしましては、一般会計で実施します多奈川小田平墓地法面改修事業費相当額460万円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第71号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第6、議案第71号、平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件について、ご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の給与等の減額及び人事異動に伴う人件費の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について203万2,000円の

減額であります。内訳としましては、職員の給与費等を減額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的収支における職員給与費の総額を5,930万4,000円から5,727万2,000円に改めるものでございます。

以上が、平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第72号「岬町手話言語条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第7、議案第72号、岬町手話言語条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、手話が言語であるとの認識に基づき手話への理解の促進、手話の普及をもって、全ての町民が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きることのできる地域社会を実現することを目的として制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書裏面をごらんください。

まず、第1条につきましては、目的を定めておきまして、手話を言語に含むとした障害者基本法に基づき、手話への理解の促進、手話の普及に関し基本理念を定め、町の責務や町民

及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策を定めることにより、全ての町民が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きることのできる地域社会を実現することを目的といたしております。

次に、第2条では「ろう者」の定義を定めてございます。

次に、第3条につきましては、基本理念を定めており、手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならないと定めております。

次に、第4条では、第3条の基本理念にのっとり、手話に対する理解を広げ、手話の使いやすい環境づくりを推進するものとする町の責務を定めております。

次に、第5条につきましては、手話に関する町の施策に協力するよう努める旨の町民の役割を、第6条につきましては、手話に関する町の施策に協力するよう努めることに加え、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、ろう者が働きやすい環境整備に努めるものとする事業者の役割を定めてございます。

次に、第7条につきましては、施策の基本方針について定めており、第1号から第4号の事項を定めた施策の基本方針を策定する旨を規定いたしております。

次に、第8条では、意見の聴取として、施策の基本方針の策定、変更等についてはろう者またはその関係者から意見を聞く機会の確保に努める旨を定めてございます。

第9条につきましては、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

また、附則として、本条例の施行日を公布の日からと定めてございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手話言語条例を制定する件については、会議規則第3

9条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第73号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第8、議案第73号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、一般社団法人岬町シルバー人材センターの施策の推進、機能強化を図るため人的支援が必要とされており、当該団体に本町の職員を派遣できるようにするため、本条例に所要の改正を行うものであります。

お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岬町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 一般社団法人岬町シルバー人材センター

この内容は、現行条例上、派遣可能な団体は、公益財団法人大阪府市町村振興協会と社会福祉法人岬町社会福祉協議会の2団体となっております。今後、岬町シルバー人材センターへも職員派遣が可能なように、当該団体を加えるものでございます。

次に、第4条中、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

この内容につきましては、派遣職員と本町の勤務職員との給与の均衡を図るものでございます。

また、同条にただし書きを加え、再任用職員が派遣された場合では、扶養手当及び住居手当は支給しないものとし、一般職の職員の給与に関する条例との整合性を図り、正職員と再任用職員の給与支給の差を明記するものでございます。

また、第5条中、「(昭和32年岬町条例第9号)」を削ります。これに関しては、さきの第4条中のただし書きに文言を示したので、後の第5条では不用になるため削除するもの

でございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 総務文教委員会に所属しておりませんので質問したいと思います。

1点目、公益的法人とは、例えばほかにどのような法人が適用するのかということと、あと2点目、どのような場合ならこの条例が適用できるようになるのかというか、派遣できるようになるのかというところを、決められているのであれば教えてほしいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

公益的という面でございますが、一般財団法人とか公益財団法人、社会福祉法人、そのような形の法人格を持っている団体ということになります。

それと、どのような形になればこの条例に加算されるかと、追加されるかということでございますが、基本的に上位法に地方公務員向けの派遣法というのがございます。いわゆる公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがございまして、この中で地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等に業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することによるということになっておりまして、それが今回の条例整備になっております。

ですから、そういう意味で、その目的が任命権者はその業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務かつ事業と密接な関連を要するものであり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるものという形のを我々のほうで判断させていただきまして加えさせていただくという手続に進んでいくということでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1点目の公益的法人のどこまで当てはまるかという内容ですけれども、基本

的には営利目的ではないというところでいいんですかね。

幾つか羅列をされたと思うんですけども、今回は一般社団法人となっております。

先ほどはいろいろそこは多分言われてなかったと思うんですけども、例えば一般社団法人だったり、社会福祉法人だったりというところが含まれると、基本的には最低限営利目的の法人格ではないのかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

営利であるか否かというようなことが関与するかということでございますけれども、まず、先ほど申し上げました派遣法の中で、団体というものが列挙されているということでございまして、その中に一般財団法人とか一般社団法人とか、そういった形のもものが列挙されているという状況でございます。

その中で対象が生じてくるとご理解いただけたらと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 説明の中で第4条の派遣職員の給与のところ、本町と派遣職員との給与の均衡を図るものというようにおっしゃられたと思います。

現時点では、どのように運用されているのか。現時点では均衡が図られていないということであるならば、それに対する手当て、どのようになさるのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それから、すみません、今さっきちょっとごめんなさい、答弁聞いててちょっと理解がうまくできなかったもので、先ほどの松尾議員の質問は、要するにもうけている団体への派遣は認められへんのかという、そのあたりの利益の問題だと思うんですけど、もう少しわかるようにご説明をいただけたら、私も理解できるかなと思うんですが、お願いいたします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

手当て等に関しては、現在、そのような事例が発生しておらないんですけども、今後、そのようなことが生じた場合に均衡が図れるように今回改正させていただくものでございます。

それと、適用に対しましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この中の第2条におきまして職員の派遣が定められておりまして、営利に関与するという、営利に関係するというようなことではなく、その中の規定がございまして、一般社団法人または一般財団法人とか地方独立行政法人とか一般独立行政法人とか、この中で定められているということはちょっと説明させていただいたところでございますので、特に営利が

云々ということではなく、法律上に対象となる団体であるか否かという形で我々は判断させていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお聞きしたところによりますと、現在は該当する職員の派遣が見受けられないということで、今後についての対応だということでありました。

ということと言えますと、現在は該当する方がおられたとしても不利益が生じていないと理解をしたいと思えます。

それから、2点目ですが、これ、今もう少し説明をいただいたところですが、営利目的ではない団体と受けとめていいのか、そのあたりについて、法律の中で定められていることのようにですから、ちょっと私もそこは研究しないとわからない分野ではあるんですけど、営利、非営利関係がないもので法律の中で定められているものというように捉えるのか、営利については関係あるのかどうか、もう少しお示しをいただけるとありがたいなと思えます。お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

基本的に、法律の第2条という中でございまして、その中で営利に関しては公益的法人ということでございまして、例えば、公益法人であれば営利を目的とせずと書かれているという団体もございまして。

そういう意味では、営利の文言がすぐにこの対象に影響しているかどうかということは、基本的には営利を対象としないことが優先しているかと思うんですけども、それは法人格の内容によって公益的であるかどうかということも判断できるということもございまして、一概に営利をしているからというようなことでもなく、この法律とその内容と吟味させていただいて条例のほうに追加させていただけるかどうかというものは判断させていただきたいと考えております。

基本的には法律の第2条に基づくものということでございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと

思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第74号「岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第9、議案第74号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正の内容といたしましては、本条例第4条に定めております主任介護支援専門員に更新制度が導入されたことに伴い、その資格要件に主任介護支援専門員研修の修了後5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了している者を加えるものでございます。

また、附則におきまして、本条例の施行は公布の日からと定めるとともに、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了し、主任介護支援専門員となった者等についての更新研修の受講時期についての経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第75号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第10、議案第75号、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、福祉医療費助成制度の再構築に伴い、助成対象外となる精神病床への入院について規定の明確化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

福祉医療費助成制度の再構築に伴い、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を9月議会で制定いただいたところでございます。

その中で、助成対象外となる精神病床への入院の取り扱いについての条文は、精神病棟入院基本料が算定されている入院としていたところでございますが、この条文では、精神病床への入院全体を網羅できないことから、精神病床への入院に改めるものでございます。

なお、改正条項といたしましては、岬町身体障害者及び知的障害者の医療の助成に関する条例第3条第1項、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例第3条第1項、岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例第4条第1項の改正規定及び附則第4項及び第7項となっております。

また、附則において、本条例は公布の日から施行する旨の規定を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺ってございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第11、議案第76号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第11、議案第76号、岬町営住宅条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由としましては、第7次地方分権一括法により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が改正され、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）等の一部改正が行われたことから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面及び条例新旧対照表をあわせてごらんください。

改正内容につきましては、先ほど提案理由でもご説明いたしましたように、第7次地方分権一括法により公営住宅法が改正され、公営住宅法施行規則等の一部改正が行われたことにより、岬町営住宅条例において引用していた法等の条項が移動したことに伴い、条例改正を行うものでございます。

岬町営住宅条例の一部を改正する条例（案）

岬町営住宅条例（平成9年岬町条例第16号）の一部を次のように改正する。第16条中「法施行規則第8条」を「法施行規則第7条」に改める。第37条中「令第11条」を「令第12条」に改める。第38条中「令第11条」を「令第12条」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町営住宅条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○木下都市整備部長 日程第12、議案第77号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第12、議案第77号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

本件は、岬町海釣り公園の現在の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了となることから、その後の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の指定につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、岬町海釣り公園指定管理者認定審査委員会を設置し選定を行ったものでございます。

当該委員会では、同条施行規則第5条の規定により、現行の指定管理者である小島フィッシング株式会社が公募によらない合理的な理由の有無について審議し、合理的な理由に該当することから現行指定管理者を次期指定管理候補予定者として選定の上、候補予定者から提出された申請書類等の審査を行い、現行指定管理者を次期指定管理候補者として選定し、本日議会への提案に至った次第でございます。

管理を行わせる施設

名称 岬町海釣り公園

所在地 岬町多奈川小島455番地の1他

指定管理者

住所 岬町多奈川小島597番地

名称 小島フィッシング株式会社

代表者 代表取締役 山原 學

指定管理期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までであります。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 この指定管理者が設定できたということはいいことですが、個人的に、私が気にかかっているのは、先般の一般質問におきましても釣り公園開設に伴っていろいろな部分について披瀝いたしましたとおり、やはり一番心配しているのは、運営の経営状態でございます。

ということで、ちょっと質問に入りたいんですけども、先ほど木下部長が説明されたとおり、これは指定管理者制度の概要から始められまして、(2)の指定管理者選定手続の根拠についての説明があったんですけども、公募を行わない合理的な理由があるときは公募によらず候補者を選定することができる。この部分について審査委員会での審査結果が必要と思うんですけども、(2)の審査結果について、(1)から①、②、③、この部分について説明していただいているんですけども、決定するに当たって、余談になるんですけども、公募しないと決定する理由は後で聞くんですけども、やはり、ほかからそういう業種について、うちともやりたいというような、そういう申し入れ等々はあったのか、なかったのか。なければ、当然、この公募を行わないでやる方法もあるんですけども、もし、それがあれば、あったのであれば教えてほしいんですね、何社があったのか。

その公募しない、決定した審査結果を尊重して言ってるんですけども、その理由の中で①の中で、役員を置いているわけですね。この役員さんは地元漁業関係者、水産部門大学教員、税理士、地元自治区関係者などを役員としている。

この部分を踏まえて、②のところで、総従業員25名のうち22名（小島地区から11人優先的に雇用し）、地域住民の連携により共存共栄の云々と書いてるんです。

そしたら、現在、役員は何名従事されているのか。これを見たら、25名のうちから差し引きすれば3名は町外ですね。町外の方が3名。それで町内が22名。地元から11名となっているんですけど、役員さん、これは会社の役員という意味に捉えてるんですけど、後でお尋ねしたいんですけど、役員さんには審査委員は入ってないでしょうね、今回の審査した。その部分についても答弁してほしいのと。

そして、4ページの3の部分で、認定審査委員会の開催状況の中で、公募によらない選定方法の決定をされてますね。この部分と、2回目に質疑応答されてるんですけども、そのプレゼンテーションの質疑応答の中でどのような質疑がされたのかということについて、まず説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

たくさん質問があったように思われまして、もし抜けておれば聞いていただければと思います。

経営状況でございますが、これにつきましては、事業委員会でも委員さんからいろいろお話があって、資料提供もさせていただき、実際に釣り客の減少であるとか要因はあるんですけども、その中で努力されているところがあって、結果としてはプラスといいますか、少ないながらも利益を上げて町のほうにも納付金をしていただいているという状況です。今後においても釣り客の上昇を見るためにいろんな方策も考えておられる状況で、経営状況としてはその審査委員会の中に税理士さんにも入っていただいております、経営上はよい状況で推移していただいているということでございます。

あと、公募によらない状況でございますが、まず、ほかに応募者がおられたかというところになるんですけども、これにつきましてはほかの応募される、やりたいと言われる方は担当課において聞いたこと、窓口にも来られたことはない状況でございます。

それと、あと役員でございますけれども、そちらに書かせていただいている従業員数につきましては、その中に8名の役員さんがおられる状況になってございます。

それと、公募によらない理由でございますが、そちらのほうにも記載はさせていただいているんですけども、すみません、訂正させていただきます。25名は実際の従業員で、役員とは別におられまして、7名おられます。訂正させていただきます。

それで、大きく3点ほどございまして、専門的な高度な技術を有する団体が客観的に特定されることであることが1点、もう1点が地域の人材活用、雇用の創出と地域との連携が相

当程度期待できると、それが2点目。3点目としましては、現に管理の委託を行っている公の施設にあっては当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当期待できることということが規則の中に定めてございまして、その点について委員さんの中で現行の指定管理者がどうかというところを議論いただいた状況でございまして、まず1点目の専門的な高度な技術を有する団体が客観的に特定されることというところでは、現行の指定管理者は周辺の海域の特性を熟知して地元漁師、漁業者であるとか水産部門の大学教員、それから税理士及び地元自治区関係者などを役員として組織されており、また、海釣り公園の園長は釣りの知識と経験のあるものを選抜されており、円滑な運営体制を整え、安定的な健全経営が可能であるというところ。

2点目の地域の人材の活用、雇用等のところになるんですが、それにつきましては議員がご案内のように地域の方を雇っておられて、地域の住民との連携による共存共栄の考えを重視する事業者である状況でございます。

最後に、3点目ですが、行政サービスの提供及び事業効果が相当期待できるかどうかというところになるんですが、現にその管理の委託を行っている公の施設に当たっては当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当期待できると。

このようなことから公募によらない方法で選定していく方向で方向づけをしていただき、その後、提出された申請書類を慎重審議審査していただいて指定管理者の候補として現指定管理者が適当、よいということで選定いただいたという状況でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 質疑応答の内容はわかる、わからなければ結構やけども。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

何点かあるんですけど、経営の話をしてまして、釣り人口の状況とか、基本的に、できるだけ集客を図るために魚礁であるとか潜水であるとか、いろいろ魚が回遊できるような状況に小島フィッシングさんが考えておられるということと、ある一定、物販のほうですけれども、地元の物産のもので、特に海のものになるんですけれども、魚であるとか地元の野菜であるとか、少ない状況なので、今後、そういうものを物販販売して収益につなげていきたいというお話をされて、経営についてはいろんなことをお考えになっておられるようなところでございます。

それと、来訪者の安全管理についてお話があって、やはり大きな人命につながる、落ちる

という事故がこれまでなかった状況で、やはり従業員に対する教育の徹底であるとか、その辺を十分注意してやっているの、事故等では、投げ釣りするときルアーと言ったと思うんですけど、それでひっかけたことがあるんですけど、すぐ対応して救急車を呼んで治療に当たったという状況で、安全管理のほうも十分なされている状況かなというところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 詳細について質問させていただきました。

やはり、町のあくまで施設ですから、指定管理者制度を運用するといえども、やはり健全な管理運営をしていただかないと、過去、この部分についてはいろんな経営状況の苦しさ等々について委員会で答弁を受けたんですけどね。お客さんが入らない、台風が来るから経営がしんどいとか。台風は何個来たんやと言ったら、それも調べてないと。

そういうお話、答弁をいただいているので、心配をして今回も質問しているわけですね。この業者が悪いとは言っていないよ。

やっぱり、大切な町の施設やから、やはり経営を努力してもらって、汗をかいてもらって、そうして集客していただいて、町には町の、そういう支出する管理費等々も捻出できる、そういう健全な運営をしていただきたいから言っていることであって、私はこの釣り公園、開園する時点において指定管理者にするのか町の委託業者としてしていただくのかという、これも議論もしたことあるんです。

ということで、やはり指定管理者がしんどかったら町の委託業者として、また町も口挟める、そういう運営の仕方をしていただかないと、一つ気になったのはもう1点だけ、部長答弁してほしいんですけど、総勢25名の従業員、その中で、別枠で7名の役員さんがおると。その役員さんの報酬はどの程度支払っているか、これは町として聞けるのか、聞かれないのか、越権行為になるのか、それは答弁者の判断に任すんですけども。

25名の従業員の中で、7名の役員というのはちょっと多すぎると思いませんか、私個人的な判断として。報酬はいかほどか。

水産大学の先生も入っているらしいけども、支障なかったらどこの大学か教えてください。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

役員の報酬のほうですけども、約5万円程度とお聞きはしています。

それと、大学のほうですが、観光大学ということでございます。

○田島乾正議員 観光大学は審査委員に入るとるやないか。

○木下都市整備部長 修正させてください、すみません。

私が勘違いをしております、審査委員の大学の先生と受け取ってしまって、まことに申しわけなかったんですが、今、議員言われているのは、役員の中の大学の先生はどこの大学かということですね。私の勘違いで申しわけございませんでした。

すみません、近畿大学の先生でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 最後の質問になるのやけど、悪いけど、後でこの役員名簿、支障なかったら、私、資料請求したいと思うので、部長、私、個人的で結構ですから、役員さんの名簿と報酬と、その部分についてちょっと資料請求、議長しますので、一つよろしくお願いします。

ということで、私は心配して言ってるんですよ、反対じゃないんですよ。

ということで、また付託委員会で議論していただきたいと、かように思います。

私の質問は以上です。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 私、事業委員会に所属しておりますので、この場で資料の請求をさせていただきたいと思います。

事業者から一定の資料が提出されているようでありますので、提出された事業計画等と書いておりますから、ほかにもあるのかもしれませんが、審査に当たってその資料となるものとして提出された事業者からのものをご提出いただきたいと思います。

それから、ごめんなさい、もう1点確認なんですけど、先ほど、田島議員から役員の数について質問がありまして、ちょっとやりとりの中でわからなくなったんですけど、木下部長は、初めは役員8名とお答えになったように思うんですが、その後の答弁で、総従業員25名とは別に7名とおっしゃったのかなと思って、ちょっと数が最初は8名って役員言ってるんですけど、そしたら、従業員の中に1人役員が入ってて、そのほかに役員が7名という、そういう理解でいいのか、ちょっと理解を正確にしたいので確認をさせていただきます。

○道工晴久議長 中原議員、資料を出しますから、それで確認できると思いますので、その時点でやってください。

○中原 晶議員 はい、わかりました。

○道工晴久議長 お願いします。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件については、会議

規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第13、議案第78号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 日程第13、議案第78号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件について説明いたします。

本件は、岬町立アップル館の現在の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了となることから、その後の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の指定につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき公募を行いました。

応募者は1団体でしたが、社会教育委員やPTAの代表者等で構成する指定管理候補者選定委員会において審査が行われ、同団体が指定管理候補者に選定されたことを受け、岬町教育委員会で指定管理候補者として決定し、本日、議会への提案に至った次第でございます。

管理を行わせる施設

名称 岬町立アップル館

所在地 岬町深日850番地

指定管理者

住所 岬町深日994番地の245

名称 岬町子どもの本連絡会

代表者 近藤弘子

指定管理期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしく審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立アップル館の指定管理者の指定の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、12月22日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さんでございました。ご協力ありがとうございました。

(午前11時30分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年12月5日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 小 川 日出夫